平成２９年（フ）第１０２号
長野市大字稲葉2703番地　ワイド南俣Ａ棟202
債務者　山澤　純代（旧姓久保山）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０４号
愛知県尾張旭市白鳳町１丁目22番地　レオパレス白鳳301号、従前の居所埼玉県川口市芝新町14番５－202号　ＮＫビル
債務者　豊田　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
北海道小樽市銭函２丁目29番18号　プラウドゼニバコ101号室、前住所北海道小樽市銭函１丁目29番25号　ヒルトップ銭函102
債務者　木村ゆかり（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５０号
北海道小樽市オタモイ１丁目27番２号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目25番２号
債務者　安藤　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道小樽市梅ケ枝町20番31号
債務者　飯塚　敏一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７５号
青森県八戸市長苗代２丁目25番２号
債務者　下舘　隆子
法定代理人保佐人　山田　秀隆
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
仙台市宮城野区大梶10番31号　コーポゆり105、従前の住所宮城県塩竈市港町２丁目１番７号　大槻アパート204号
債務者　荒井　清一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
仙台市青葉区あけぼの町３番５号　シャイニングハウスＶ－102
債務者　渡邉　　勤
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
仙台市若林区若林５丁目１番33号
債務者　加藤　義重
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
仙台市宮城野区苦竹１丁目６番35号　レオパレスあすなろ104
債務者　豊嶋　啓聡
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
秋田県由利本荘市石脇字中浜３番地11
債務者　関田　照美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第２８号
福島市大森字丑子内61番地の12　ヴィラサカイ201
債務者　佐藤　尚美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
福島市大森字竹ノ内24番地の１
債務者　渡邉　和彦
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第５３６号
千葉県市原市姉崎800番地５　ハイツさざなみ202
債務者　小嶋　　清
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３９号
千葉市緑区刈田子町78番地
債務者　仲井　靖之
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４９号
千葉県八千代市大和田新田471番地37
債務者　生方　美枝
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係